

未移行幼稚園に通うお子様の保護者の皆様へ

国分寺市子ども家庭部子ども子育て事業課

施設等利用費の給付請求のお手続きについて（ご案内）

令和3年度前期分（令和3年4月～令和3年9月）

平素より当市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、幼稚園の満3～5歳児クラスの子どもの利用料が無償化されました。無償化の内容や給付方法については、幼稚園の種類や自治体により異なりますが、未移行幼稚園*で教育時間部分の給付方法を法定代理受領としている幼稚園については、以下のとおりとなります。

内容をご確認のうえ、記入例などを参考に請求書を記入し、必要書類を取り揃えてご提出くださいますようお願いいたします。

*「未移行幼稚園」は子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園のことを指します。

1. 無償化の内容

| | 内容 |
|--|---|
| 新1号認定の方*1 | 教育時間部分（法定代理受領） |
| | 25,700円/月まで無償（施設が保護者の代わりに市に請求） |
| 新2号・新3号認定の方*1 （保育の必要性の認定事由に該当する子ども） | 教育時間部分（法定代理受領） |
| | 25,700円/月まで無償（施設が保護者の代わりに市に請求） |
| | 教育時間部分に加え、幼稚園の預かり保育を利用する場合（償還払い） |
| | 3～5歳児クラスの子ども 1日あたり450円まで、月額11,300円を上限として無償*2 |
| | 市民税非課税世帯の満3歳の子ども 1日あたり450円まで、月額16,300円を上限として無償*2 |

*1 認定の種別は施設等利用給付認定通知書をご確認ください。（確認方法は、4ページの「認定番号・認定種別確認方法」をご覧ください。）お手元に認定通知書がない場合は、国分寺市子ども子育てサービス課（電話042-325-0111内線383）までお問い合わせください。

*2 預かり保育を実施していない場合や、実施時間等が少ない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）には、預かり保育の利用料に加えて、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター等の利用料についても無償化の対象となります。無償化上限月額11,300円または16,300円から、幼稚園の預かり保育の利用料を差し引いた額が認可外保育施設等の無償化上限額となります。（施設によって預かり保育の実施状況が異なりますので、所在自治体のホームページまたはご利用の施設にお問い合わせください。）

2. 給付請求ができるもの

新1号認定の方

① 教育時間部分の施設等利用費

施設が保護者の代わりに市へ請求しているため、保護者の手続き等は**不要**です。

新2号認定、新3号認定の方

① 教育時間部分

施設が保護者の代わりに市へ請求しているため、保護者の手続き等は**不要**です。

② 幼稚園の預かり保育などの施設等利用費

ご利用の実績がある場合、市へご請求ください。

3. 提出していただく書類（書式は施設または市ホームページからご入手できます。）

新1号認定の方

ご提出は不要です。

新2号認定、新3号認定の方

- 施設等利用費請求書（償還払い用）（様式第7号）預かり保育部分用
〈私立幼稚園、国立大学附属幼稚園等の施設等利用費〉
- 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証*1
- 特定子ども・子育て支援提供証明書*1
- 活動報告書（ファミリー・サポート・センターをご利用の場合のみ）
- 委任状（申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合のみ）

*1 ご利用の施設から発行されたものをご提出ください。（施設によって領収証等の発行に時間がかかる場合があります。お早めにご利用の施設にご相談ください。また兼用様式の「領収証兼特定子ども子育て支援提供証明書」として発行される場合があります。）



預かり保育の請求書は別添の記入例を参考にご記入ください！

4. 提出方法及び提出期間

STEP
1

請求書の入手

【請求書配布場所】 ご利用の施設または国分寺市子ども子育て事業課（市役所第2庁舎1階）
* 市ホームページからダウンロードもできます。

STEP
2

請求書の作成と提出

記入例を参考に請求書を作成し、施設から発行された領収証等を添付していただき、別添の返信用封筒に封入のうえ、施設または国分寺市子ども子育て事業課までご提出ください。（在園児が多い場合は施設で取りまとめて市へ提出するため、施設から案内がありましたら施設へご提出ください。施設へ提出する場合は、切手は不要です。）

* 施設によって領収証等の発行に時間がかかる場合があります。お早めにご利用の施設にご相談ください。

【請求書類の提出期間】

- 施設へ提出する場合：令和3年10月1日(金)から10月20日(水)まで
- 直接市へ提出する場合：令和3年10月1日(金)から10月22日(金)まで

* 市へ郵送する場合は、別添の返信用封筒に切手を貼付しご提出ください。

* 提出期間後も請求は受け付けますができる限りお早目に請求書類をご提出ください。

ただし、各月の利用に対する請求権は翌月1日から2年間となりますのでご注意ください。

STEP
3

給付

書類審査後に請求書に記載のあった金融機関の口座へ施設等利用費を振り込みます。

【支払い予定時期】

令和3年12月頃

* 請求書類に不備等がある場合や提出期間後に書類をご提出いただいた場合は、給付時期が遅れることがありますのでご了承ください。

5. その他留意事項

- (1) 月額上限額の25,700円を超える費用（入園料・保育料）については無償化後も保護者負担です。
* 国分寺市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の申請により補助を受けることができます。詳細は4月に園経由で配布しています「私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金申請のお知らせ」にてご確認ください。申請書を提出していない方は、至急提出をしてください。申請をされた方の補助金は、本状でご案内している施設等利用給付教育時間部分と同様に、施設が市へ請求し法定代理受領します。
- (2) 年収360万円未満相当世帯および全ての世帯の（小学校3年生までの年長の子から数えて）第3子以降のお子さんの副食費相当額（おかず代）として月額上限4,500円を給付します。詳細につきましては、市ホームページ等をご確認ください。
- (3) 請求後に提出書類に不備等が判明した場合、市から連絡をさせていただく場合がありますので、ご承知おきください。

認定番号・認定種別確認方法

4484

国分寺市戸倉1-6-1

国分寺 太郎 様

様式第16号（第14条関係）

国子サ発第9999号
令和 2年 1月 1日

施設等利用給付認定通知書

国分寺 太郎 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定したのを通知します。

請求書類の認定番号はこちらの数字をご記入ください。

| | | |
|----------|-----------|---------------------------|
| 認 定 子 ども | 認定番号 | 1600 |
| | フリガナ | コアンジ サツキ |
| | 氏 名 | 国分寺 さつき |
| | 生年月日 | 平成27年12月10日 |
| 保 護 者 | 住 所 | 国分寺市戸倉1-6-1 |
| | 氏 名 | 国分寺 太郎 |
| | 生年月日 | 昭和50年 1月13日 |
| | 決定年月日 | 令和 2年 1月28日 |
| | 認定区分 | 第30条の4第2号 |
| | 有効期間 | 令和 2年 4月 1日 ~ 令和 4年 3月31日 |
| | 保育の必要性の事由 | 就労 |

請求書類の認定種別はこちらの数字をご記入ください。

*認定種別（認定区分）によって無償化の内容は異なります。

○第30条の4第1号

→新1号認定

→教育時間部分のみ無償化対象

○第30条の4第2号、第30条の4第3号

→新2号認定、新3号認定

→教育時間部分+預かり保育部分が無償化対象

保育
合、
る場
課ま
こ
寺市
て3
てく
なま
す
市を
起す
も、
す
起算
あつた

算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

が満了となった場
費の支給を希望す
る子育てサービス
30日以内に、国分
寺市から起算し
ることができな
い。30日以内に、国分
寺市の訴えを提
げることができな
くなりま
した日の翌日
から起算して1年
を経過した日
から起算して1年
を経過した日

【問い合わせ先・請求書類提出先】

〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1 国分寺市 子ども家庭部
 【給付(提出先)】 子ども子育て事業課 事業係 042-325-0111 (内線 465・359)
 【認定】 子ども子育てサービス課 入園相談係 042-325-0111 (内線 383)
 【受付時間：平日8時30分～17時15分】